

## 令和4年度多気町一般廃棄物処理計画（年度計画）

多気町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条に基づき、令和4年度多気町一般廃棄物処理計画（実施計画）を次のとおり定める。

令和4年4月1日

多気町長 久保 行 央

### I 令和4年度多気町一般廃棄物処理計画（ごみ処理年度計画）

#### ◎ 多気地域

##### 1. 多気地域の概要（令和4年3月末現在）

計 画 人 口	9, 6 3 7人
計 画 世 帯 数	3, 9 1 4世帯
計画区域内の面積	4 9. 4 8km <sup>2</sup>

##### 2. ごみ処理施設等

施設名	所在地	処理方式	処理能力	稼働開始年月日
多気町美化センター	多気郡多気町 相可 1909 番地 2	可燃物：多気地域の可燃物は、香肌奥伊勢資源化広域連合（以下「広域連合」）が収集し、民間へ処理委託する。		
		資源物：資源化	ペットボトル：200kg/h	平成 14 年 10 月 1 日
			その他プラスチック：100 kg/h	平成 16 年 4 月 1 日
		発泡スチロール：30kg/h	平成 15 年 4 月 1 日	
	多気町相可 1786 番地 1	処理残渣：埋立	埋立地面積：14,801 m <sup>2</sup>	昭和 52 年 4 月 1 日

3. 分別収集するごみの種類及び区分並びに処理方法

種 類	分別区分		処理方法
生ごみ、皮革類、草木、リサイクル不能な プラ・ビニール類・紙類、	燃えるごみ		民間へ委託
飲料缶以外の缶、鍋、厚手のアルミホイル、 やかん等	燃えないごみ	A類 (金属類)	選別
ガラス、飲食用以外のびん、板ガラス、耐 熱ガラス等		B類(びん、ガラス類)	選別
(有害ごみ) 電池、体温計、蛍光灯、電球、 ライター等 (その他) 電化製品、玩具、食用油、混合 ごみ等		C類(有害ごみ、その他)	選別
飲料用のアルミ缶	缶類	アルミ缶	選別
飲料用のスチール缶		スチール缶	選別
飲食用のびん	びん類	無色びん	選別
		茶色びん	選別
		緑・青・黒びん	選別
		リターナブルびん	選別
牛乳パック等 (内側が白くて 500 ミリリッ トル以上のもの)	紙・ 布類	紙パック	選別
梱包用の一般的な段ボール		段ボール	選別
新聞		新聞	選別
チラシ		チラシ	選別
雑誌類、本		雑誌	選別
上記以外の紙		その他の紙	選別
衣類		衣類	選別
飲食用のペットボトル		プ ラ ス チ ック 類	ペットボトル
白色トレイ、発砲スチロール	発砲スチロール		選別
プラスチック製の容器包装物	その他プラスチック類		選別
家具、布団、木材等の可燃性大型粗大ごみ 自転車、家電、金属等の不燃性大型粗大ご み	粗大ごみ		広域連合で 選別
土、コンクリート等	残土類		埋立

4. 中間処理後のリサイクル等について

分別区分		処理方法	リサイクル等
燃えるごみ		焼却	民間へ処理を委託
燃えないごみ	A類 (金属類)	選別	有価物として指名業者に売却
	B類(びん、 ガラス類)	選別	有価物として指名業者に売却
	C類(有害ごみ、 その他)	選別	指名業者に処理委託 (逆有償)
缶類	アルミ缶	選別	有価物として指名業者に売却
	スチール缶	選別	有価物として指名業者に売却
びん類	無色びん	選別	有価物として指名業者に売却
	茶色びん	選別	有価物として指名業者に売却
	緑・青・黒 びん	選別	指名業者に処理委託 (逆有償)
	リターナルびん	選別	有価物として指名業者に売却
紙・布類	紙パック	選別	有価物として指名業者に売却
	段ボール	選別	有価物として指名業者に売却
	新聞	選別	有価物として指名業者に売却
	チラシ	選別	有価物として指名業者に売却
	雑誌	選別	有価物として指名業者に売却
	その他の紙	選別	有価物として指名業者に売却
	衣類	選別	有価物として指名業者に売却
プラスチック類	ペットボトル	選別	有価物として指名業者に売却
	発砲スチロール	選別	有価物として指名業者に売却
	その他プラスチック類	選別	有価物として指名業者に売却
粗大ごみ		破碎、選別	広域連合で処理
残土類		埋立	

## 5. ごみの収集回数及び方法

### ①家庭系ごみ

種 別	収集頻度	収集車両	指定ごみ袋等	ごみ処理手数料
燃えるごみ	週2回	パッカー車	45ℓ・20ℓ (紫の字)	無料
燃えないごみ	月2回	ダンプ車	45ℓ (緑の字)	無料
缶類	月2回	トラック	45ℓ (緑の字)	無料
ビン類	月2回	トラック	45ℓ (緑の字)	無料
紙・布類	月2回	トラック	45ℓ (緑の字)	無料
プラスチック類	月2回	トラック	45ℓ (緑の字)	無料
粗大ごみ	直接搬入	指定なし	原則平日に受入対応。	10kgにつき100円
残土類	直接搬入	指定なし	原則平日に受入対応。	10kgにつき50円

※粗大ごみ、残土類以外はステーション方式で収集を行う。

### ②事業系ごみ

(1) 事業系ごみについては、下記の許可業者が収集し直接、香肌奥伊勢資源化プラザ(以下「資源化プラザ」)へ搬入。処理手数料は10kgにつき150円。産業廃棄物に該当するものは取扱しない。

#### (2) 許可業者

- ・ (有) クリーンサービス浜口、久保紙業(株)、(株) 〃、三光運輸(株)、(株) ミヤテック、エムテック(株)、(株) 前川商店、(有) 三功、丸ノ内ビル管理(株)、前川興業(有)、(社) 伊勢亀鈴会、(株) エミュー、マルゼン(有)、K T S(株)、(有) 山中商店、

## 6. 一般廃棄物(ごみ)排出量の見込

(単位:t)

発生源、種別	燃えるごみ	燃えないごみ	缶・ビン類	紙・布類	プラスチック類	粗大ごみ	残土類	合計
家庭系	1,851	108	53	151	43	540		2,746
事業系	770						777	1,547
合計	2,621	108	53	151	43	540	777	4,309

## 7. 美化センターの一般廃棄物(ごみ)処理量の見込

(単位:t)

処理先、種別	燃えるごみ	燃えないごみ	缶・ビン類	紙・布類	プラスチック類	粗大ごみ	残土類	合計
美化センター		108	53	151	43		777	1,132

※燃えるごみ及び粗大ごみは、広域連合が対応。

8. ごみの排出抑制について

①生ごみ処理機購入の補助や、各地区にストックヤードを設置しており、古紙、アルミ缶等の回収の奨励を行い、美化センターのごみの搬入量を削減する。

②資源回収の見込

(単位：t)

回収先、種別	段ボール	雑誌	新聞	その他紙	布類	アルミ	スチール	ビン類	合計
各地区のストックヤード	30	30	51	1	4	1	1	1	119

◎ 勢和地域

1. 勢和地域の概要 (令和4年3月末現在)

計 画 人 口      4, 4 1 8 人  
 計 画 世 帯 数    1, 7 8 2 世 帯  
 計画区域内の面積      5 3 . 5 8 km<sup>2</sup>

2. ごみ処理施設等

施設名	所在地	処理方式	処理能力	稼働開始年月日
香肌奥伊勢資源化プラザ	多気郡多気町丹生 4290	可燃物： 民間へ処理を委託する。	※民間焼却施設： 604 t / 日	平成 13 年 4 月 1 日
		資源物：資源化	廃棄物再生利用施設 (リサイクルプラザ)：13t / 日	
香肌奥伊勢エコ・ランド	度会郡大紀町大内山 2571-6	処理残渣：埋立	3, 472 m <sup>3</sup>	平成 18 年 4 月 1 日

※資源化プラザ及び香肌奥伊勢エコ・ランド(以下「エコ・ランド」)の運営は、多気郡多気町、多気郡大台町、度会郡大紀町で共同設置する広域連合が行い、一般廃棄物の処理及び収集を実施する。

資源化プラザで中間処理を行い、中間処理により発生する処理残渣をエコ・ランドにおいて埋立処分を行っている。

### 3. 分別収集するごみの種類及び区分並びに処理方法

種 類	分別区分		処理方法
紙類、布類、プラスチック類、皮革類、生ごみ、草木等可燃物全般	可燃ごみ		可燃ごみは民間へ処理を委託
缶類及びビン類に属さない不燃物全般（指定ごみ袋に入るもの）	資源ごみ	不燃類	破碎、選別
飲料の缶、食品の缶づめ、菓子缶、オイルの缶、塗料の缶等		缶 類	選別、圧縮
飲料のビン、食品のビン、酒のビン、食用油のビン、乳白色を除く化粧品のビン等	資源ごみ	ビン類	選別（透明、茶、その他）
P E Tマークの入ったボトル		ペットボトル	圧縮
「プラ」マークの入った容器包装プラスチック		プラ類	圧縮、梱包
乾電池、ボタン電池、携帯電話のバッテリー等	有害ごみ	電 池	選別
蛍光灯、水銀ランプ等		蛍光灯	選別
殺虫剤の缶、カセットスプレーの缶等		スプレー缶	選別
ライター、点火棒等		ライター類	選別
家具、布団、自転車、大型家電製品等（指定ごみ袋に入らないもの）、古紙	粗大ごみ		破碎、選別

### 4. 中間処理後のリサイクルについて

分別区分	処理方法	リサイクル方法
可燃ごみ	焼却	可燃ごみは民間へ処理を委託する。
資源ごみ	不燃類 破碎、選別 (選別後の可燃物はR D F化)	鉄、アルミ、銅、廃家電に選別し、鉄、アルミ、銅は有価物として指名業者に売却するが、廃家電は国の小型家電処理認定事業所に処理委託（逆有償）
	缶 類 選別、圧縮	スチール缶とアルミ缶を有価物として指名業者に売却
	ビン類 選別（透明、茶、その他）	(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて処理委託（逆有償）
	ペットボトル 圧縮	有価物として指名業者に売却
	プラ類 圧縮、梱包	(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて処理委託（逆有償）

有害ごみ	電池	選別	指名業者に処理委託（逆有償）
	蛍光灯	選別	指名業者に処理委託（逆有償）
	スプレー缶	選別	指名業者に処理委託（逆有償）
	ライター類	選別	指名業者に処理委託（逆有償）
粗大ごみ	破碎、選別	鉄、アルミ、銅、廃家電に選別し、鉄、アルミ、銅は有価物として指名業者に売却するが、廃家電は国の小型家電処理認定事業所に処理委託（逆有償）	

## 5. ごみの収集回数及び方法

### ①家庭系ごみ

種別	収集頻度	収集車両	指定ごみ袋等	ごみ処理手数料
可燃ごみ	週2回	パッカー車	45ℓ(大)と20ℓ(小)(紫の字)	無料
不燃類	月1回	ダンプ車	35ℓ(緑の字)	無料
缶類	月1回	ダンプ車	35ℓ(緑の字)	無料
ビン類	月1回	ダンプ車	35ℓ(緑の字)	無料
ペットボトル	月1回	パッカー車(一部ダンプ車)	35ℓ(緑の字) 45ℓ(青の字)	無料
プラ類	月2回	パッカー車	35ℓ(緑の字)	無料
有害ごみ	月1回	ダンプ車(一部パッカー車)	指定なし	無料
粗大ごみ	直接搬入	指定なし	資源化プラザは原則平日に受入対応。	10kgにつき100円

※1. 粗大ごみ以外はステーション方式で収集を行う。

### ②事業系ごみ

(1) 事業系ごみについては、下記の許可業者が収集し直接資源化プラザへ搬入。手数料は10kgにつき150円。粗大ごみ及び産業廃棄物に該当するものは取扱しない。

#### (2) 許可業者

- ・久保紙業(株)、(株)司、三光運輸(株)、エムテック(株)、(有)尾鷲環境開発、NHS名古屋(株)、(社)伊勢亀鈴会、(株)エミュー、マルゼン(有)、KTS(株)、(有)山中商店

6. 一般廃棄物（ごみ）排出量の見込

(単位：t)

発生 源 種別	可燃 ごみ	不 燃 類	缶 類	ビン 類	ペ ット ボ トル	フ ラ 類	電 池	蛍 光 灯	ス プ レ ー 缶	ライ ター 類	粗大 ごみ	合計
家庭系	798	40	6	25	4	33	1	1	1	1	106	1,030
事業系	139	0	0	0	0		0		0	0		139
合 計	937	40	6	25	4	33	1	1	1	1	106	1,169

7. 資源化プラザの一般廃棄物（ごみ）処理量の見込

(単位：t)

発生 源 種別	可燃 ごみ	不 燃 類	缶 類	ビン 類	ペ ット ボ トル	フ ラ 類	電 池	蛍 光 灯	ス プ レ ー 缶	ライ ター 類	粗大 ごみ	合計
資源化 プラザ	3,558	40	6	25	4	38	2	1	1	1	646	4,322

※燃えるごみ及び粗大ごみは、多気地域分を含む。

8. ごみの排出抑制について

①例) 生ごみ処理機購入の補助や、各地区にストックヤードを設置しており、古紙、アルミ缶等の回収の奨励を行い、資源化プラザへのごみの搬入量を削減する。

②資源回収の見込

(単位：t)

回収先、種別	段 ボ ール	雑 誌	新 聞	そ の 他 紙	布 類	ア ル ミ	ス チ ール	ビ ン 類	合計
各地区のストックヤード	40	36	46	1	18	2	1	1	145



## II 令和4年度多気町一般廃棄物処理計画（し尿及び生活雑排水処理年度計画）

### 1. 一般事項（人口および世帯数については、令和4年3月末現在）

人口および世帯数		14,055人	5,686世帯
水洗化	浄化槽人口	3,586人	
	内合併浄化槽人口	3,136人	
非水洗化		1,181人	
区域の面積		(多気町全域)	103.06 km <sup>2</sup>

### 2. し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集量及び自家処理量

(単位：kℓ)

処理\種類	し尿	浄化槽汚泥	合計
収集量	589	4,265	5,214
自家処理量	0	0	0
合計	589	4,265	5,214

### 3. し尿及び浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬、保管

- ・し尿及び浄化槽に係る汚泥は、許可業者のクリーンアップタキ（有）と（有）クリーンライフが行う。
- ・VISONに係る脱水ケーキの収集、運搬は、三重中央開発（株）が行う。

### 4. し尿及び浄化槽に係る汚泥等の中間処理、処分

- ・し尿及び浄化槽に係る汚泥は、松阪地区広域衛生組合が行う。
- ・VISONに係る脱水ケーキの処分は、三重中央開発（株）が行う。

### 5. 浄化槽の清掃

許可業者のクリーンアップタキ（有）と（有）クリーンライフが行う。

### 6. 排水による環境汚染の防止

- (ア) 浄化槽の設置については、その適正な管理に努めさせ、排水による環境汚染の防止を図る。
- (イ) 合併処理浄化槽の普及及び下水道の整備（農業集落排水事業等、公共下水道事業）により、環境浄化の推進を図る。

7. 一部事務組合（し尿）

一部事務組合の施設名	所在地	業務内容及び構成市町村名
松阪地区広域衛生組合	松阪市西野々町 電話 0598-51-1851	し尿、浄化槽に係る汚泥の施設処理及び処分 松阪市、多気町、明和町

8. 一般廃棄物処理業許可業者（し尿）

許可業者の名称等	所在地・電話番号	許可の区分
クリーンアップタキ（有） 代表取締役 大西 正徳	多気町三疋田262番地1 電話 0598-38-2304	し尿、浄化槽に係る汚泥の収集、運搬、保管及び 浄化槽清掃業
（有）クリーンライフ 代表取締役 大西 博久	多気町下出江1982番地 電話 0598-49-2098	し尿、浄化槽に係る汚泥の収集、運搬、保管及び 浄化槽清掃業

9. 脱水ケーキ収集運搬業者

名称	所在地・電話番号
三重中央開発株式会社 代表取締役 金子 文雄	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地 電話 0595-20-1631